

令和4年度使用中学校用教科用図書

選 定 資 料

〔社会（歴史的分野）〕

令和3年6月

広島県教育委員会

はじめに

広島県教育委員会は、令和4年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書〔社会（歴史的分野）〕の「選定資料」について、広島県教科用図書選定審議会に対して諮問し、このたび答申されました。

この答申に基づき選定資料を作成しましたので、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定により送付します。

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものです。

そのため、教育基本法や学校教育法で示された教育の理念や目標及び学習指導要領における各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することが必要です。

各採択権者においては、この資料を活用して教科用図書の調査研究を十分に行い、適正かつ公正な採択を行ってください。

令和3年6月

広島県教育委員会

目 次

教科用図書選定資料について	1
社 会	2
(歴史的分野)	

教科用図書選定資料について

1 観点及び視点の設定について

この選定資料は、文部科学省の「中学校用教科書目録（令和4年度使用）」に記載された社会（歴史的分野）の教科用図書について、次の五つの観点に基づいて調査研究を行い、特徴を一覧表にしたものです。

- | | |
|-----|---------------|
| 観点1 | 基礎・基本の定着 |
| 観点2 | 主体的に学習に取り組む工夫 |
| 観点3 | 内容の構成・配列・分量 |
| 観点4 | 内容の表現・表記 |
| 観点5 | 言語活動の充実 |

広島県では、平成27年度から広島版「学びの変革」アクション・プランに基づき、主体的な学びの創造を目指しています。

そのため、観点2として「主体的に学習に取り組む工夫」を設定しています。また、引き続き「確かな学力」と「豊かな心」の基盤となる「ことばの力」を児童生徒に確実に身に付けさせることを目的として「ことばの教育」に取り組んでいることから、観点5として「言語活動の充実」を設定しています。

なお、それぞれの観点の下に、種目ごとに学習指導要領の目標に基づき視点を設定しています。

2 記載の順序

選定資料に記載している順序は、文部科学省の「中学校用教科書目録（令和4年度使用）」に登載されている発行者番号順とし、発行者名は次の略称で表しています。

番号	略称	発行者名
2	東書	東京書籍株式会社
17	教出	教育出版株式会社
46	帝国	株式会社帝国書院
81	山川	株式会社山川出版社
116	日文	日本文教出版株式会社
225	自由社	株式会社自由社
227	育鵬社	株式会社育鵬社
229	学び舎	株式会社学び舎